平成29年第3回今帰仁村議会定例会会議録							
招集年月日	平成	平成29年9月21日					
招 集 場 所	今帰	今帰仁村議会議場					
開閉会日時	開議	9月29日 午前10年	時00分				
及 び 宣 告	閉 会	9月29日 午前10年	時25分				
	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名			
	1	與儀常次	8	與那嶺 好 和			
	2	上原祐希	9	山 城 太			
出席(応招)議員	3	與那嶺 透	10	島袋誠			
山 师 (心 印) 哦 只	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫			
	5	與 那 勝 治					
	6	吉 田 清 尊					
	7	玉 城 みちよ					
 欠席(不応招)議員							
会議録署名議員	7	玉 城 みちよ	8	與那嶺 好 和			
職務のため議場	事務局長	我那覇 尚 一	書記	松田洋子			
に出席したもの	係長	玉 城 民 枝					
	村長	喜屋武 治 樹	経済課長	我那覇 隆 文			
	副村長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田場盛史			
地十点必许签101岁)。	教 育 長	玉城奎	福祉保健課長	仲 村 美奈子			
地方自治法第121条に より説明のため議場に	総務課長	島袋輝也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃			
出席した者の職氏名	企画財政課長	當山清巳	会計管理者	與那嶺 敏 秋			
	学校教育課長	田港朝津					
	社会教育課長	与 那 満					
	建設課長	嶺 井 雄 二					

平成29年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第7号

平成29年9月29日(金曜日)

- 1. 開 議 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

△ . 门时	5事件及い順序		
日程 番号	議案番号	事件名	摘要
1	議案第37号	今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例	討論・採決
		について	
2	議案第38号	今帰仁村庁舎建設委員会設置条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第39号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条	討論・採決
		例について	
4	議案第40号	今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条	討論・採決
		例について	
5	議案第41号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の	討論・採決
		一部を改正する条例について	
6	議案第42号	平成29年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	討論・採決
7	議案第43号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算につい	討論・採決
		て	
8	議案第44号	平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につ	討論・採決
		いて	
9	議案第45号	平成29年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について	討論・採決
10	議案第46号	平成29年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について	討論・採決
11	議案第47号	工事請負契約について	討論・採決
12	認定第1号	平成28年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
13	認定第2号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ	討論・採決
		いて	
14	認定第3号	平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に	討論・採決
		ついて	
15	認定第4号	平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について	討論・採決
16	決議第4号	県道屋我地仲宗根線、村道湧川運天線交差点の一灯点滅式信号機	説明・質疑 討論・採決
		から定周期式信号機への変更設置に関する要請決議	_

日程 番号	議案番号	事 件 名		要
17	陳情第5号	古宇利港の改修について	報告討論	· 質疑 · 採決
18	陳情第6号	県産品の優先使用について(要請)	報告討論	· 質疑 · 採決
19		閉会中の継続審査申出書(総務文教委員会)		
20		閉会中の継続審査申出書(経済建設委員会)		

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第37号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」 を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第37号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」を 採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第37号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」 は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第38号 今帰仁村庁舎建設委員会設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第38号 今帰仁村庁舎建設委員会設置条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第38号 今帰仁村庁舎建設委員会設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第39号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」 を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

O 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第39号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第39号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」 は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第40号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」 を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

O 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第40号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」 を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第40号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」 は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第42号 平成29年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第42号 平成29年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第42号 平成29年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第43号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題 といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第43号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」は、原 案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第44号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、 原案のとおり可決されました。 日程第9. 「議案第45号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「議案第46号 平成29年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を議題といたします。 これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 平成29年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 平成29年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 「議案第47号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第47号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第47号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 「認定第1号 平成28年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 平成28年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。 お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 平成28年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定すること に決定しました。

日程第13. 「認定第2号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、 認定することに決定しました。

日程第14. 「認定第3号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を 議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採 決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、

認定することに決定しました。

日程第15. 「認定第4号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を採決いたします。 お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」は、認定すること に決定しました。

〇 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時11分)

O 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時11分)

日程第16. 「決議第4号 県道屋我地仲宗根線、村道湧川運天線交差点の一灯点滅式信号機から定周期 式信号機への変更設置に関する要請決議」についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員

決議第4号

平成29年9月29日

今 帰 仁 村 議 会 議 長 東恩納 寛 政 殿

県道屋我地仲宗根線、村道湧川運天線交差点の一灯点滅式信号機から 定周期式信号機への変更設置に関する要請決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

県道屋我地仲宗根線、村道湧川運天線交差点の一灯点滅式信号機から 定周期式信号機への変更設置に関する要請決議

交通安全対策の推進につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県道屋我地仲宗根線、村道湧川運天線の交差点におきましては、過去にトラックとマイクロバスとの衝突事故により多くの負傷者も出したことを踏まえ、平成18年6月22日に今帰仁村議会として、信号機に関する要請を行い、これを受け「一灯点滅式信号機」が設置されました。

しかし、その後、観光客が年々増加しており、レンタカーの交通事故も多くなっています。

先日は、同交差点において、観光バスと乗用車が接触し、再び負傷者も出す大きな事故が発生しました。 また、現場近くには、小学校もあり、子どもたちの登下校時の通学路としても利用され、同路線に対す る交通安全確保には、万全を期すよう求められている中で、地域住民からは事故多発を憂慮する声も上 がっています。

このような状況では、現在の一灯点滅式信号機のみでは、安全対策として、十分とは言えず早急に「定周期式信号機」の設置及び、さらなる安全対策を強く要請いたします。

平成29年9月29日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 沖縄県公安委員会委員長 北部土木事務所長 本部警察署長

以上。

O 東恩納寛政 議長 「決議第4号 県道屋我地仲宗根線、村道湧川運天線交差点の一灯点滅式信号機 から定周期式信号機への変更設置に関する要請決議について」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第4号 県道屋我地仲宗根線、村道湧川運天線交差点の一灯点滅式信号機から定周期式信号機への変更設置に関する要請決議について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第4号 県道屋我地仲宗根線、村道湧川運天線交差点の一灯点滅式信号機から定周期 式信号機への変更設置に関する要請決議について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 「陳情第5号 古宇利港の改修について」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

〇 與儀常次 経済建設委員長

平成29年9月29日

今帰仁村議会議長東恩納寛政殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳情審查報告書

本委員会は、9月21日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記 陳情報告について

受理番号	件	名	審査結果	意	見	措	置
陳情第5号	古宇利港の改修	ミ について	採択すべき	現在の古宇利温	港は、大橋開通前		
			もの	の古宇利丸対応の	の港で、離島時代		
				は島の玄関口と	して古宇利区民の		
				生活を支えてきた	た港である。		
				現在、観光産	業が盛んになるな		
				か、海洋レジャ	一基地、また、従		
				来の漁業振興の	面からも港の基盤		
				整備が必要である	る。古宇利港を改		

	修することにより、今後の古宇利	
	区の観光・水産業のさらなる振興	
	に期待が高まることから、古宇利	
	港改修整備を強く要望する。	

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。 これより「陳情第5号 古宇利港の改修について」を採決します。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時18分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時19分)

これより「陳情第5号 古宇利港の改修について」を採決します。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取扱いについてお諮りします。

起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 異議がないので、そのように決定します。

それでは「陳情第5号 古宇利港の改修について」を採決します。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 東恩納寛政 議長 「起立多数」です。

したがって、「陳情第5号 古宇利港の改修について」は、原案のとおり決定されました。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時19分)

〇 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時20分)

日程第18. 「陳情第6号 県産品の優先使用について(要請)」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

〇 與儀常次 経済建設委員長

平成29年9月29日

今帰仁村議会議長 東恩納寛 政 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳情審査報告書

本委員会は、9月21日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記 陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措	置
陳情第6号	県産品の優先使用について	採択すべき	県産品奨励運動は、県産品の需		
	(要請)	もの	要拡大を図ることで、県内企業の		
			育成強化と雇用拡大を促進し、		
			もって県経済の活性化を推進する		
			ことを目的として業界、行政及び		
			消費者団体などが進めている活動		
			である。		
			地場産業発展の一番の近道が		
			「県産品の愛用です」。県産品愛		
			用は地域経済の活性化と地域の雇		
			用に大きく寄与しており、計画の		
			実現に向けて全県民一体となって		
			取り組む必要がある。		

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第6号 県産品の優先使用について(要請)」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第6号 県産品の優先使用について(要請)」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第19. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教設委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。 日程第20. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

経済建設委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。 次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。 以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成29年第3回今帰仁村議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午前10時25分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 玉 城 みちよ

署名議員 與那嶺 好 和